

備考

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。
但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
 2. 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。
 3. 異なる等級については二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
-

2. 障害程度等級表解説

1. 総括的解説

- (1) 肢体不自由は機能の障害をもって判定するものであるが、その判定は、強制されて行われた一時的能力ではではない。

例えば、肢体不自由者が無理をすれば1 kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化したり、又は疲労、疼痛のために翌日は休養しなければならないようなものは1 km歩行可能者とはいえない。

- (2) 肢体の疼痛又は筋力低下等の障害も、客観的に証明でき又は妥当と思われるものは機能障害として取扱う。

具体的な例は次のとおりである。

1) 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はX線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの

2) 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの

- (3) ①全廃とは、関節可動域（以下他動的可動域とする）が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く）

②機能の著しい障害とは、以下に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3（5点法）に相当するものをいう（肩及び足の各関節を除く）

③軽度の障害とは、日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えないもの。）又は、筋力では徒手筋力テストで各運動方向平均が4に相当するものをいう

- (注) 関節可動域は連続した運動の範囲としてとらえ、筋力は徒手筋力テストの各運動方向の平均値をもって評価する

例) 手関節なら可動域は、掌屈90度背屈70度で160度となる